

UNIVA Pay PLATFORM 利用規約

お客様が、本規約を参照した注文書に署名もしくは記名捺印することによって、お客様は、本規約の条件に同意したことになります。お客様が、会社その他の法人を代表して本規約を締結している場合には、お客様は、以下の条件に関して当該法人及びその関係会社を、本規約の条件により拘束する権限を有することを表明したことになります。その場合には、「お客様」という用語は、当該法人又はその関係会社を意味するものとします。お客様がそのような権限を有しない場合、又は本規約の条件に同意されない場合には、本規約を承諾してはならず、本サービスを利用することはできません。

お客様が本サービスについて当社の直接の競合者である場合には、当社が事前に書面で同意した場合を除き、本サービスにアクセスすることはできません。また、お客様は、可用性、性能、機能の測定、その他のベンチマークの目的又は競合目的のために、本サービスにアクセスすることはできません。

以下、本サービスの提供者である株式会社ユニヴァ・ペイキャストを「甲」、お客様を「乙」といいます。

第1条(サービスの内容)

本サービスの内容は、本規約及び本規約に付随するサービス仕様書に定める通りである。

第2条(料金及び支払方法)

1. 本サービスの料金は注文書で定める通りとする。
2. 乙は、前項の料金を甲の指定する日までに、口座振替又は注文書に記載された甲指定の銀行口座への振込みにより行うものとする。また振込手数料は乙の負担とする。
3. 第1項の料金は如何なる場合も満額の支払い義務があるものとし、毎月月末を締め日として日割り計算はされないものとする。
4. 甲が本規約に基づき消費税法及び同法に関する法令の規定により消費税が賦課されているときは、乙が消費税相当額を負担するものとする。

第3条(費用の変更)

1. 経済情勢、公租公課等の変動により本サービスの料金等が不相当となり変更の必要が生じたときは、第18条に従い本サービスの料金を変更することができるものとする。この場合、甲乙間で別途覚書を交わすことがある。
2. 本サービスの料金が暦月の途中で変更された場合、変更された本サービスの料金は、翌月の初日から適用されるものとする。

第4条(第三者に対する業務委託)

甲は、本規約の履行に必要な業務を第三者に委託することができるものとする。ただし、甲は、これにより、本規約上の乙に対する義務を免れることはできないものとする。

第5条(本サービスの制限)

甲は、天災地変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスを制限する措置を採ることがあるものとする。

第6条(不可抗力)

甲は、本規約に基づき甲に課せられた義務の不履行又は履行遅延が、天災地変、火災、公権力による命令処分、ストライキその他争議行為、交通機関の事故等、甲の直接の制御内になく、甲の相当の注意によって回避できない何らかの性質の事情による場合、当該不履行又は遅延の責任を負わないものとし、当該不履行又は遅延は本規約の違反とみなされないものとする。

第7条(本サービス提供の中断)

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙に事前に通知することにより、本サービスの提供を一時的に中断することができるものとする。但し、緊急かつやむを得ないと甲が判断した場合は、事前に乙に通知することなく中断することができるものとする。

1. 甲の電気通信設備の保守又は工事のため、やむを得ないとき
2. 甲の電気通信設備に障害が発生し、やむを得ないとき
3. 甲の運営するサービスに障害が発生し、やむを得ないとき
4. 甲又はカード会社のシステムを管理運用するコンピュータシステムの休業日、休業時間又は保守管理その他の事由により、甲又はカード会社のシステムの全部又は一部を休止するとき
5. 本システム等の破損若しくは電磁的影響、その他の事由による本システム等の破壊又は消失、故障、停電その他の事由により甲又はカード会社のシステムの全部又は一部の使用が困難になったとき
6. 乙が本サービスを利用し何等かの、偽造・変造、第三者による不正利用その他の不正利用の事実があると甲が判断した場合、又はその疑いがあると甲が判断したとき

7. 電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して電気通信サービスが利用困難になったとき
8. その他、運用上又は技術上、甲が本サービスの一時中断が必要と判断したとき

第8条(禁止事項)

乙は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為をしてはならないものとする。

- (1)本サービスを甲が認めた本件サービスの利用目的以外の目的で使用すること
- (2)本サービスを法令又は公序良俗に反する目的で利用すること
- (3)サーバソフト等の著作権その他の知的財産権を侵害すること
- (4)甲の本サービスの運営に支障を及ぼす行為又はそのおそれがある行為をすること

第9条(解約)

甲は、乙に次の各号にあげる事由のいずれかが生じたときは、第7条の規定にかかわらず、何等の催告なく、本サービスを停止するとともに、直ちに本規約の全部又は一部を解除することができるものとする。

1. 本規約の規定に違反があったとき
2. 差押え、仮差押え、仮処分等の強制執行の申し立て若しくは抵当権等の担保権の実行を受け又は滞納処分を受けたとき
3. 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申し立てを自らなし、若しくは第三者からなされたとき
4. 監督官庁から行政処分を受け、また営業を停止したとき
5. その振出、引受、保証にかかる手形若しくは小切手が不渡りとなり、又は支払停止状態に至ったとき
6. 解散を決議したとき
7. 合併若しくは事業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したことにより、本規約の履行が困難と認められるとき
8. その他、信用状況が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
9. カード会社が、乙との規約等より乙を規約者として不適当と認めたとき
10. 別途甲乙間で締結している規約に疑義が生じたとき
11. その他、甲が本規約を維持し難いと認める事由が生じたとき

第10条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく規約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。
 - a. 反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - b. 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
 - c. 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - d. 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - e. 相手方又は相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - f. 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

第 11 条(情報の取扱)

1. 甲は、公的機関から調査依頼があった場合に限り、本システムに格納された乙のデータを公的機関へ受け渡すことができるものとする。
2. 本システムに格納される乙のデータに第三者の個人情報が含まれる場合には、乙の責任において前項に規定された受け渡しに関する同意を当該第三者から取得するものとし、当該受け渡しに関する第三者との紛争に関して甲は一切の責任を負わない。

第 12 条(アカウント及びパスワード等の管理)

1. 乙は、本サービスにて提供されるアカウント及びパスワード等を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により甲、カード会社又は第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとする。また、もしこれらの不正使用により甲、カード会社又は第三者に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。
2. 甲は、アカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても甲に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

3. 乙は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに甲にその旨を連絡するものとする。
4. 甲は、アカウント及びパスワード等の漏洩を原因とする不正使用が発生した場合は、強制的にパスワードを変更することがあるものとする。パスワードを変更したときは、甲は乙に対しその旨を通知するものとする。
5. 前4項の規定は、乙だけでなく、乙の登録する登録ユーザー、ならびに登録ユーザーの行った行為についても適用されるものとする。

第13条(変更の届出)

1. 乙は、甲に対して本サービス利用時に届け出た会社名、担当者名、住所、電話番号、その他の内容に変更が生じた場合には、速やかに甲へ届け出るものとする。
2. 甲は乙が本条1項の届出を行う場合、その内容を証明する書類、又は甲が指定する書類の提出を求める事ができるものとする。
3. 乙が本条1項に定める手続きを怠ることで被った不利益については、甲は一切の責任を負わないものとする。

第14条(機密保持)

1. 甲及び乙は、秘密と特定して開示を受けた技術上、営業上、又はその他の情報(以下、「機密情報」という)については、これを機密として扱い、本規約の有効期間中のみならず本規約終了後においても、相手方の事前の書面による承諾なくして、いかなる第三者に対しても開示、漏洩せず本規約以外の目的に利用しないものとする。
2. 甲及び乙は、機密情報を滅失、毀損、漏洩等することのないよう、保管、管理について必要な措置を講ずるものとし、各々、自ら支配が可能な範囲において当該情報の滅失、毀損、漏洩等に関し責任を負うものとする。
3. 第1項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は機密保持義務の対象とはならないものとする。
 - a. 相手方から取得する以前に既に公知であったもの
 - b. 相手方から取得した後に、自らの責によらず公知となったもの
 - c. 相手方から取得する以前に既に所有していたもの
 - d. 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに適法に入手したもの
 - e. 相手方から取得した機密情報によらず、独自に開発したもの

4. 甲及び乙は、本規約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い機密情報を返却又は破棄するものとし、破棄した場合には相手方の請求に応じその証明書を交付するものとする。

第15条(契約期間)

1. 本規約の有効期間は、注文書に定める通りとし、月初を開始日、月末を終了日とする。
2. 甲及び乙は、書面での通知により本規約の解約をすることができる。この場合、通知日の翌月末日をもって契約期間は終了するものとする。

第16条(責任の制限)

1. 甲は、乙が本システムの利用又は本システムを利用して行う事業に関して被った損害及び損失等について、その原因の如何に関わらず、一切の責任を負わないものとする。
2. 甲は、乙が本システムの利用又は本システムを利用して行う事業に関して第三者に与えた損害及び損失等について、一切の責任を負わないものとする。
3. 甲は、乙が本システムを通じて得る情報等の完全性、正確性、確実性、有用性等に関して、いかなる保証も行わないものとする。

第17条(損害賠償)

1. 甲又は乙は、本規約に違反し、又は故意若しくは過失によって相手方に損害を負わせた場合には、次項に定める額を上限として、当該損害の賠償を請求することができるものとします。
2. 前項に定める損害賠償の上限額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。
 - a. 当該損害の生じた時点における本サービスの料金の1ヵ月分相当額
3. 前各項の定めにかかわらず、通信回線の障害、甲における端末誤操作等その他甲の責めに帰することができない事由から生じた損害、甲の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、甲は、請求原因の如何にかかわらず、賠償責任を負わないものとする。

第18条(規約の改定ならびに承認)

1. 甲は、乙にあらかじめ通知することなくいつでも本規約を変更できるものとする。ただし、当該変更が乙に大きな影響を与えると甲が判断した場合には、甲は、乙に対し、事前に合理的な予告期間を設けて通知するものとする。

2. 乙がこの規約の変更を承諾できない場合、乙は、前項但書の通知後14日以内に文書で申し出るこ
とにより、この規約を解約できるものとする。この場合、第15条の定めは適用しないものとする。
3. 前項の申出がない場合、乙がこの規約の変更に同意したものとみなす。

第19条(信義誠実の原則)

本規約に定めのない事項に関しては、甲乙互いに信義誠実の原則に基づき、誠意をもって話し合
い解決する。

第20条(管轄裁判所)

本規約に関し、甲及び乙間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁
判所とする。

第21条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とする。

第22条(存続条項)

本規約の終了後も、第10条、第11条、第14条、第16条、第20条、第21条及び本条の規定は、
なお有効に存続するものとする。

第23条(附則)

2018年10月1日制定・施行